

# News Paper



## 戦後80年 未来につなぐ平和憲法 憲法理念の実現を目指す第62回大会

日時  
2025年

11月8日(土)～10日(月)

場所

関内ホール・横浜市教育会館他



8日(土)

会場 関内ホール  
13:30～17:00  
アトラクション  
開会総会・メイン企画

9日(日)

会場 横浜市教育会館他  
9:30～12:30 分科会  
14:00～16:00 ひろば  
8:50～17:30  
フィールドワーク  
青年企画

10日(月)

会場 横浜市教育会館  
9:30～11:00  
閉会総会

主催／第62回護憲大会実行委員会

もくじ

私たちも差別者になりかねません

法政大学法学部教授 金子 匡良さんに聞く……2

山花郁夫衆議院議員と憲法の話をしよう…………4

百里基地の機能強化に抗して（上）…………6

ピーススクール・世界核被害者フォーラム開催報告……7

時代の転換点、労働組合の発信力強化を！…………8

# 私たちも差別者になりかねません

法政大学法学部教授 金子 匡良さんに聞く

**かねこ まさよし**さんプロフィール 1969年東京生まれ。法政大学大学院博士後期課程修了(博士(法学))。参議院議員江田五月政策担当秘書、神奈川大学法学部准教授、同教授等を経て2018年より法政大学法学部教授。専攻は憲法、人権法、人権政策。主な著書として『実効的救済の現状と課題』(共編著、法政大学出版局、2025年)などがある

—誰でも知っている言葉だけど、「人権って何ですか」と聞かれると、答えに詰まる人も多い。文字通りにとらえれば「人としての権利」ですが、具体的には。

憲法の世界では「人格的自律」という言葉がよく使われます。鎖につながれて生きるのではなく、自分の人生の主人公として生きることです。そのためには条件が必要で、好きなことを話せる自由や最低限の衣食住、教育の保障などが含まれます。こうした条件を保障するのが「人権」です。世界人権宣言でも、表現の自由や生命の権利、不当な差別を受けないことがうたわれています。

「人権」は、簡単に言えば「自分らしく生きる権利」です。ただし、それは好き勝手に生きていいいという意味ではなく、互いに協力し、他人の権利や生命を尊重することが前提になります。

人権は「人として当然の権利」です。「あなたはある」「あなたはない」と分けられるものではなく、誰もが等しく持つ、自分らしく生きるための権利です。義務を果たさなければ得られないものではなく、生まれながらに誰にでも保障されるべきもの。それが「人権」だと私は考えます。

—「日本人ファースト」など排他的な言葉が広がり、他者への攻撃や国際的な対立が危険視されます。80年前の戦時のような排外的空気が再び強まり、埼玉・川口のクルド人問題にも表れています。こうした状況をどう見ていますか。

社会心理学では、人間には「仲間に入りたい心理」と「誰かを排除したい心理」が表裏一体で存在するといわれます。特に厄介なのは、強い仲間意識が「誰かと一緒に排除しているとき」に生まれることです。いじめの構造がまさにそうで、誰かを排除することで安心感や一体感を得ようとする心理を、私たち誰もが持っています。

社会が不安定になると、人は仲間とのつながりを求める、そのつながりを強くするために第三者を排除しようとする。歴史はこれを繰り返してきました。排除の対象は「反撃されにくく、黙認されやすい相手」で、現在の日本では文化や習慣が異なる人たちがそうなりやすく、川口のクルド人排斥の動きもその一例です。



さらに問題なのは、人々が排除を「正当化する理由」を自ら作り出すことです。フェイク情報もその一因で、「排除して当然だ」と思うことで一体感を得ようとしています。だから、排他的な言動は感情的に批判するだけでなく、その背景にある心理を冷静に分析する力が必要です。しかし多くの場合、人は戦争や大虐殺といった悲劇の後でしか気づきません。

「人類は歴史から何も学ばない」という言葉がありますが、本当にそうだと思います。人は差別する弱さを持っており、それを自覚することが差別をなくす第一歩です。残念ながら今の日本では、その意識が薄れ、「誰かを貶めて安心する」風潮が広がっています。

参政党のブームにも、孤立や不安の中で「自分たちは仲間だ」という感覚に支えられる側面があります。みんなが大谷翔平選手の活躍を誇りに思うということは健全ですが、「誰かを排除する」方向に共通認識が向かうと危険です。その恐ろしさを直視しなければなりません。

石破茂さんが国連総会で「分断ではなく連帯、対立ではなく寛容を」と語ったのは、まさに政治リーダーが発信すべきメッセージです。「排除でストレスを解消する社会は間違っている」と政治が明確に示す必要があります。ドイツでは戦後、それを政治家が担ってきましたが、日本ではむしろ排他的な政策が競われており、とても危うい状況だと感じます。

—コロナ禍で公共サービスの大切さが見直された一方で、公務員への批判は根強く続いてきました。今、その矛先が外国人に向かい、政治がそれを助長しているように思います。

社会心理学では、この現象を「スケープゴート化」と呼びます。人は常に、誰かを犠牲にする対象を求めてしまうのです。時には公務員、時には外国人、時には特定の宗教や集団がその対象になります。批判は必要ですが、それが生産的なものであるか、それともただ「犠牲者探し」に過ぎないのかを見極める必要があります。無自覚に排除の感情を共有すると、それが投票行動に反映され、国家のあり方そのものを危うくします。これは非常に危険なことです。

—たとえば、「生産性がない人は生きる意味がない」という言葉が取り沙汰された相模原の障害者施設での事件(やまゆり園事件)についても、根の部分では同じなのかもしれませんね。

やまゆり園事件は、日本で最初の大規模なヘイトク

ライムだと言われています。ただ実際には、もっと以前からこういう事件はあって、その中で一番端的に現れた事件だと思います。障害者、特に精神障害や知的障害のある方は、自分で命や人生の価値を主張しづらいんです。生まれつき、あるいは病気を発症した時点で、どうしても誰かの支援が必要になります。だから逆に言うと、反論できない分、スケープゴートになりやすい存在なんですね。

犯人がどういう心情だったのかは正直、わかりません。ただ、彼は長い時間の中で、自分の目の前にいる人を「生きる価値のない命」と考えることで、自分は「生きる価値のある人間だ」と思おうとしていたのではないかとも感じます。そういう意味では、彼自身もまた差別社会の被害者であり、事件は単なる個人の問題ではなく、日本社会全体の構造的な歪みを示すものでした。あの日、あの事件は偶然ではなく、社会が抱えている問題が表れた瞬間だった。それを共有しないまま、「特異な事件」として終わらせてしまっている。問題の深層を共有しない限り、別の形でスケープゴート化は繰り返されます。

歴史的に言えば、ナチスの大虐殺は「繰り返してはいけない」という共有意識を持ちました。けれど、やまゆり園事件はそうならなかった。私たちは「なぜあのような人を生んでしまったのか」ということを真剣に考えなければならないと思います。

そして大切なのは、どんな人の中にも排他的な感情や差別意識はあるということ。それに対して警戒心や危機意識を持つことです。彼だけの話ではなく、誰の中にも同じ可能性があることに気づかない限り、また同じような事件は起こるでしょう。

**—日本は毎年公表されるジェンダーギャップ指数で低い評価を受けています。戦後、GHQの五大改革の中で最初に掲げられた『女性の解放』から80年経つのに、経済や政治分野での女性の進出は遅れています。こうした社会構造の改善には何が必要だと考えますか？**

私が感じるのは、ジェンダーの問題は単純ではなく、社会構造の問題でもあるということです。改善は進んでいますが、まだ十分とは言えません。女性が活躍しにくい背景には、仕事や労働への「価値の序列」があります。「価値の高い仕事」と「低い仕事」という意識は、日本だけでなく海外にもあり、とりわけ低く見られるのが「家事労働」です。

本来、家事労働は家庭で分担すべき仕事です。しかし、外で「価値の高い仕事」をしてきたと考える男性には、「自分が価値の低い労働に従事する必要はない」という意識が強く、育児休暇を取りにくくなる背景にもなっています。これは女性にもあり、キャリア志向の女性の中には「家事は自分の役割ではない」と考える人や、専業主婦に対して優越感を抱く人もいます。

男女問わず「自分が価値ある仕事に就きたい」という序列意識は存在し、それが緩和されない限り、ジェ

ンダー問題は根本的に解決しません。家事労働も含めて労働にはさまざまな価値があり、それを分担し合うことが社会の基盤です。そのため、教育や社会構造、意識のアップデートが欠かせないと思います。

**—人権というものを一人ひとりが実感として理解していくためには、教育も大事になってきますね。学校や地域で、どうすれば「人権感覚」を育てていけると思われますか？**

人権意識が日本で十分に高まらない背景には、儒教的な思想や美德觀が深く影響していると思います。儒教の価値觀では、人間関係は上下関係で成り立ち、上位者が徳を積み、下位者が従うことが理想とされます。こうした「我慢」や「忍耐」を美德とする考え方は、間違いであっても耐えることが尊いとされ、異議を唱えにくい。「和を尊ぶ」がゆえに乱す行為に敏感。結果として、人権を自分のものとして捉える機会が少なくなっているのです。

また、日本では学校教育において人権教育の機会が乏しいのも課題です。人権教育は単に「思いやり」を教えるだけでは不十分です。思いやりは、思いやる相手を「選ぶ」ことができ、場合によっては除外を正当化してしまう。真の人権意識とは、意見や立場が異なる人を含め、すべての人の尊厳を認め、声を上げる権利を保障することです。これには「和を乱す者」も含め、互いを尊重し合う文化の醸成が必要です。「あなたの自由を守るために、私の自由も大切にする」——その感覚が広がっていくことが、社会をよくしていく第一歩だと思います。

人権意識を高めるためには、まず教育の改革が必要です。儒教的な上下觀や美德觀を見直し、「人間は平等である」という価値を根付かせること。学校での人権教育を充実させ、自分の人権と他者の人権を学び、守る方法を身につける機会を増やすことです。さらに、法律や制度の整備も欠かせません。国内人権機関や条例づくりなど、具体的な救済システムを構築することは、意識改革と制度改革を両輪で進めるために必要です。

**—最後に、これから社会に必要だと感じることとは何でしょうか。**

「私はあなたの意見には反対だ。だがあなたがそれを主張する権利は命をかけて守る」というフランスの思想家・ヴォルテールの名言があります。大切なのは「想像する力」です。自分と違う立場の人が、どんな気持ちで、どんな状況で生きているのか想像すること。そうすれば、差別や暴力は必ず減ります。貧困や障害、外国籍の人たちの困難を「自分ごと」として考えること。それが人権を広げる最大の力です。

「自分さえよければいい」という考えでは、自分も孤立します。でも「誰かとつながって生きることを大切にすれば、社会はもっと温かくなります。人権は、そのための約束です。それを忘れず、これから時代をつくりていきましょう。

# 山花郁夫衆議院議員と憲法の話をしよう

## — 戦後 80 年、国のある方を憲法から考える —

敗戦から 80 年が経過しました。敗戦後の日本が、憲法に誓った大切な理念は、実現できているのでしょうか。立憲民主党憲法調査会会長の山花衆院議員を迎えて憲法の基本を学ぶ機会をもちました。

講演内容を再構成し掲載します。

### 戦後 80 年の日本を形づくってきたのは憲法では？

この問い合わせに對し、清宮四郎著『全訂憲法要論』を紹介します。「憲法は国の仕組みと政治のあり方についての基本を定める法である。国を建物に例えれば、憲法はその設計図、青写真である。憲法に描かれた図面に基づいて、実際に国を建てるのは公務員であり、また一般国民である」と書かれていて、さらに「これらの者が憲法を心得ていないと思わぬ国ができてしまう恐れがある」とも書かれています。どこかの政党のようにおかしな憲法を創ろうとすると、大変なことになるということでしょう。

### 現行憲法の起点は第 13 条「国民の権利と義務」

大日本帝国憲法と現憲法の最も大きな違いは、「国民と国家の関係」について 180 度違う考え方を探っています。大日本帝国憲法では、国民のことを「臣民」という言葉で、「君主制の下において君主に支配される者。個人は国家に奉仕すべき存在」としています。それに対し、現在の日本国憲法第 3 章第 13 条では、「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の上で最大の尊重を必要とする」と書かれ、「個人主義」の思想を探っています。大日本帝国憲法では「個人は国家に奉仕すべき」とされているのに対し、現在の憲法は「国家が個人に奉仕すべき存在」という位置づけになったことが大きな違いと言えます。つまり、人権を尊重するということは、個人の人格を尊重するということで、人格とはその人の思想でもあります。だから、思想・信条の自由やそれを表現する自由も保障される。あるいは、生きていくための経済活動として職業選択の自由や生存権も保障される。すべて憲法第 13 条が起点となっています。このことが理解できれば、日本国憲法の多くを理解できたと言っても言い過ぎではないと思いますし、平和主義も第 13 条と関係しています。

### 自衛権をめぐって

自衛隊はもともと警察予備隊から始まって、保安隊になり自衛隊となっています。時々、憲法 9 条のどこを読んだら自衛隊の存在を読めるのかと聞かれことがあります。9 条は制限規範ですから、読めるはずがありません。13 条をはじめ全文を理由として自衛隊を説明してきました。

自衛隊をめぐっては、1972 年（昭和 47 年）の参

議院決算委員会要求資料の『集団的自衛権と憲法の関係』の見解（昭和 47 年見解）を理解する必要があります。2014 年から 2015 年の安保法制の議論は、この確固と維持されてきた「47 年見解」を変えたからなんです。

第一段落では、日本も一応集団的自衛権を持っていると述べていますが、後段で「行使できない」と結論づけています。その理由として、憲法前文で「全世界の国民が（略）・・・平和のうちに生存する権利を有する」と書かれ、13 条で「生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、（略）国政の上で最大の尊重を必要とする」と書かれています。つまり、仮に外国から攻撃を受けて国民の命が脅かされるようなことがあった場合に、国政が国民を守るために措置として容認されるとされています。やむを得ない措置として最小限の範囲にとどまるとき、自衛隊という組織は認められるということです。

個別的自衛権は自国に対する他国からの武力攻撃に対して、自国を防衛するために必要な武力を行使する国際法上の権利と定義されます。自衛隊はあくまでも専守防衛ということで、必要最小限の自衛手段として行使されると説明されました。

10 年前の安保法制の際に、集団的自衛権の一部を容認するということになりました。だからおかしいという議論になったんです。つまり、「47 年見解」で国民の命を守るための措置として武力行使は容認されると言ってきたのに、集団的自衛権はわが国が攻撃されていないときのことです。当時、安倍首相は、わが国の安全保障が厳しくなっているから集団的自衛権の行使が必要だと説明しているんです。おかしくないですか？ 良いか悪いかは別にして、日本の安全保障環境が厳しいから防衛力を強化しましょうと言うなら説明としては理解できます。ところが、日本の安全保障環境が厳しいから同盟国を応援に行きましょうというのは、これまでの説明を完全に踏み越えてしまったということです。

### 自衛隊を憲法に明記すると

樋口洋一先生から聞いた話が印象に残っているのですが、自衛隊は憲法に書かれていないことに意義があると言われるんですね。つまり、書かれていないから政府は説明しなきゃいけないんです。必要最小限ってどこまでなのかとか、相手国までは攻めていいませんとか。これが憲法に明記すると逆になります。明記されているんだから、説明責任もなくなります。ですから、自衛隊は憲法に書かれていないことに意義があるという樋口先生のお話は示唆的な意味があります。

### 今後の憲法審査会は

私どもの問題意識についてもご理解をいただければと思います。憲法審査会は改憲のためにあると仰る方がいらっしゃいます。もちろん憲法改正の是非を議論する場でもあります。何の理由もなく「開かせない」と言うこと自体、通用しません。私は、安倍政権のときに野党側の筆頭幹事を務めていました。自民党側から改憲項目をまとめたと提示してきたことに対して、こちら側からもテーマを投げて相打ちにしていました。当時は森友・加計問題や学術会議の任命拒否問題があったので、情報公開や学問の自由についてやりましょうと。やみくもに開催を否定するのではなくこちらからも問題を提起してとなると、割と開催頻度は高くなっています。

立憲民主党の憲法論議の基本姿勢として、立憲主義をより深化、徹底する観点から護憲という立場は必ずしも取っていません。立憲主義に基づいて権力を制約したり、国民の権利の拡大に寄与するなどの観点から、関連法も含めて真に必要な改定があるのであれば積極的に議論、検討するという立場です。憲法を改定してはいけないと言われる方は、9条のことを念頭に置かれていると思います。多くの憲法学者の方は、憲法は何も問題ないのかというと、必ずしもそうじゃないと思ってる方が多いと思います。

今まさに問題になりつつあるんですが、2日前の9月10日に野党全体の過半数で、臨時国会の召集要求を提出しました。安倍内閣のときに特にひどかったのですが、森友・加計問題のことをやられたくないので臨時国会の召集を要求しても開かず、やっと開いたと思ったら冒頭で解散されたことを覚えていると思います。

例えば、54条は衆議院が解散されたときは解散の日から40日以内に総選挙を行って、その選挙の日から30日以内に特別国会を召集しなければいけないと書かれていて、この規定に違反した内閣は今までありません。ところが53条前段では、内閣の判断で臨時国会を召集できると書かれています。後段では、いずれかの議院の4分の1以上の要求があったら、内閣はその召集を決定しなければならないとあります。2日前に臨時会の召集を要求したので、どつかのタイミングで召集を決定しなければいけないはずなんですが、何日以内にとは書いていないんです。常識的には2週間から3週間ぐらいでしょうが、安倍内閣のときは90日以上もほったらかしにして冒頭解散だったんです。解散するために臨時国会を召集したのは53条の後段に応えたわけではなくて、前段の内閣の判断で召集したケースです。

先日、自民党幹事長の森山さんが臨時国会の召集についてマイクを向けられたら、政府としてはその必要は感じていないと答えていましたが、政府の必要性ではなく、53条の後段で4分の1以上の要求があつたら開かなきゃいけないことになっているんです。こういう与党側の幹事長や国対委員長の対応で、

私たちは憤慨するんです。

臨時国会召集要求について憲法改正のテーマになり得るのではないかと思います。この話をすると、いやいや憲法改正ではなく、国会法や法律でやればいいじゃないかという方もいらっしゃいます。それも一つの考え方ですが、法律はその時々の多数派で変えることができますが、憲法はどんな考え方の内閣でもどの政党が政権を取ったとしても、このルールでやるっていうのが憲法です。法律でやれば良いという発想は、真面目な内閣のときにはちゃんと30日ぐらいに召集という法律を作るかもしれません、不真面目な内閣になったら多数決で変えることができちゃうわけです。そういう意味では、憲法改正議論のテーマになり得ると思います。

国政調査権についても欠点かなというふうに思つていて、森友・加計学園の問題で資料を出せと言つても全然出ず、やっと出てきたかと思ったら墨塗りだったことがありました。今の憲法を盾に取られるはどうにもなりません。国政調査権というのは議員の権限ではなく、衆議院や参議院の権限で、議決をしないと国政調査権は発動できないんです。

#### 衆議院の解散権について

先の通常国会で衆議院の解散について、解散の手続き法というのを提出しました。解散制度は、立憲君主制の時代に議会が急進的になって君主の都合が悪くなると、議会に対する懲らしめとして解散という制度が発達してきたんです。

基本的に与党が不利な時には、解散権は行使しませんよね。解散制度がない参議院選挙は選挙の時期を選べませんが、衆議院選挙は与党の都合のいいときにやられている気がしてならないわけです。皆さんに考えていただきたいのは、衆議院議員の任期満了前に全員クビってやるんですが、国会議員って皆さんの代表として国会にいるんです。私たちが出した解散手続き法は、何で解散するのかということをちゃんと説明をすることと、急に選挙をやられると予定していたお祭りを飛ばさなきゃいけないとか、準備が間に合わないとか弊害があります。そういう問題意識から法案を提出しました。

これから出てくるかもしれないというテーマについて紹介をさせていただきました。これからも国の青写真である憲法について一緒に学んでいきたいと思いますし、様々なご意見もいただければと思います。ご清聴いただきましてありがとうございました。

#### 山花郁夫衆議院議員（立憲民主党）プロフィール

1967年東京都調布市生まれ。2000年衆議院議員初当選（5期）。法務副大臣、外務大臣政務官、衆議院法務委員会理事、環境委員会筆頭理事、憲法審査会会長代理等歴任。現在、憲法審査会幹事、総務委員、立憲民主党憲法調査会長、東京都連副会長等

# 百里基地の機能強化に抗して（上）

茨城平和擁護県民会議 事務局長 相楽 衛

## 増大する外国軍との共同訓練

安保関連法（戦争法）の強行採決から10年が過ぎた。日本の安保政策の「専守防衛」を事実上転換したこの法律により、日本と緊密な関係にある他国が武力攻撃を受け、それによって日本の存立が脅かされるおそれがある場合が「存立危機事態」と定義された。その際には、自衛隊が他国軍を後方支援できることとなった。これにより、自衛隊は米軍との一体化をさらに強めるとともに、「準同盟」関係にある他の国々とも軍事協力を拡大しており、近年は自衛隊と米軍をはじめ、オーストラリアやイギリスなどの軍隊との共同訓練が飛躍的に増大している。

百里基地（茨城県小美玉市）における自衛隊と外国軍との共同訓練を振り返ると、2006年の米軍再編に関する「日米ロードマップ」で、沖縄の嘉手納基地のF-15戦闘機訓練の一部が百里基地にも移転されることになり、実際に2007年から2024年まで12回の日米共同訓練が実施された。これに抗議して「日米共同訓練反対集会」を4団体（平和フォーラム、全国基地ネット、平和運動センター関東ブロック連絡会、茨城平和擁護県民会議）で実施してきた。

2021年8月には自衛隊木更津駐屯地に暫定配備されていたV-22オスプレイが百里基地に飛来して訓練を実施した。これに対して、自衛隊百里基地建設から党派を超えて共闘を重ねてきた「百里基地反対連絡協議会」（百里連協：現在は百里基地反対同盟、百里弁護団、平和擁護県民会議、県平和委員会、農民運動県連絡会、社民党、共産党、新社会党の8団体で構成）が協議し、オスプレイ訓練反対でたたかうことを確認した。

2022年からは、「自由で開かれたインド太平洋の実現」を名目に多国間の共同訓練が頻繁に実施されている。2022年にはオーストラリア空軍との部隊間交流、ドイツ空軍との共同訓練、2023年にはインド空軍との戦闘機訓練、カナダ空軍宇宙部隊との機上演習、日米共同訓練（ノーザン・エッジ23）、2024年にはフランス空軍との共同訓練、2025年は米軍主催の「レゾリュート・フォース・パシフィック」が実施された。訓練が行われる際には、必ず百里連協主催で反対集会を基地正面で開催し、中止を申し入れている。

2022年10月には航空自衛隊百里基地監理部基地対策班長名で「10月27日～28日、深夜、未明を含む飛行訓練の実施」を通告してきた。基地の開設以来、自衛隊側と申し合わせてきた「夜間の訓練はこれをしない」を破るものである。私たちは基地側に「百里基地での深夜、未明の訓練の中止」を申し入れ、地元の小美玉市や茨城県に対しても迷惑訓練の中止を求め、「静かな時間を返せ」と訴えた。

百里基地建設反対の歴史を述べると、基地建設に



向けて国が買収を進めた民有地の所有権をめぐり、「土地買収は憲法9条違反で無効だ」と訴える、いわゆる憲法裁判が最高裁まで31年間にわたってたたかわれた。最終的に裁判所は、自衛隊に関する憲法判断を避け、国の土地所有を認めた。しかし、基地反対運動は滑走路に平行する誘導路建設予定地の民有地を「一坪運動地」として393人の共有名義で登記した。これにより、誘導路は「くの字」型に屈折し、未完成のままになっている。百里連協では、基地内にあるその土地を「百里平和公園」として整備し、毎年反基地の集会として「初午祭」を開催している。2024年2月には、憲法9条の意義を示そうと賛同金を集めて「百里・憲法の碑」を建立した。

基地の西側にも555人が共有する「新一坪運動地」があり、基地に隣接したその土地に「自衛隊は憲法違反」の大看板を設置している。

## 基地の拡張計画が明らかに

現在の大きな問題は、茨城空港の拡張計画である。茨城空港の正式名称は「百里飛行場」であり、自衛隊百里基地との「軍民共用」空港として2010年3月11日に開港した。その際に茨城県が新たに建設した「滑走路」が自衛隊百里基地側に移管された経過がある。

2023年11月9日に大井川県知事が記者会見で、「予備の滑走路、空港ターミナル増設など今後具体的な検討に入る」と述べた。2024年8月に「第1回茨城空港のあり方検討会」が設置され、2025年3月には茨城空港が今後に進むべきとされる「茨城空港将来ビジョン（案）」を提言した。

その中身は、「国内線を1日あたり約10便、国際線を週あたり約20便まで拡大、現在の定期便や連続チャーター便の運航本数の増加、国際線は茨城県へのインバウンド（訪日客）が多い韓国、台湾、中国を中心に就航」など、現実離れた利用者の増加をバラ色に描いたビジョンである。このために、ターミナルビル拡張、離発着需要に応じた「取付誘導路の複線化や平行誘導路の確保」など茨城空港の拡張工事を行うものである。（さがら まもる）（つづく）

# ピーススクール・世界核被害者フォーラム開催報告

平和フォーラム・原水禁 事務局長 谷 雅志

10月3日から5日にかけて、広島で平和フォーラム主催の「2025ピーススクール」を開催しました。全国各地から44人が参加し、「憲法」「人権」「基地問題（軍備拡張の現在）」「原水禁運動」をテーマに学習を深めました。5日には同じ広島で開催された「核被害者フォーラム」へも参加することで、国際会議への参加経験も得る貴重な体験になったのではないかでしょうか。参加者からの感想を記載した報告集については別途発行予定としていますので、ここではいくつかテーマを絞って報告します。

## ピーススクール

まず憲法について、広島市立大学広島平和研究所教授の河上暁弘さんからお話しいただきました。「社会の役に立つ人になるということではなく、人が生きていくためにこの社会は役に立つか」という視点をはじめに示されたうえで、特に青年層が今、大変厳しい状況に置かれている現状について話されました。今より悪くならないのであればとあきらめに近い感情が優先されてしまっていること、その原因是先の見えない不安感であり、ネット社会においてはその根拠が明確に示されていないことが多く存在していることが大きな問題だと指摘されました。近代においては「身分」ではなく「契約」によって社会が形成されることから、「放っておいて人権が守られるのであれば国家はいらない」とし、何のために国家を形成するのかは、「人権保障のため」であると語られました。それが民主主義の根幹であると述べられ、「国家」が人権保障しないとなれば、「契約違反」となる、この「契約」にあたるものこそが憲法であると、その位置づけについて教わりました。私はこれまで憲法とは「権力を縛るもの」という捉えを中心と考えてきました。そこに今回のように「契約」という視点から憲法を捉え直すというお話は大変新鮮で、勉強になりました。河上さんが話されたように「安心して弱者になれる社会」であるためには、「富の分配」つまり税制がうまくいっていないことが課題であり、貧困を自己責任にすることで、「貧しい人から先に戦争に行く」と先々の戦争につながってしまう危険性についても言及されました。なんとなく感じている今の社会に対する不安や不満を具体的にしていく過程において、どの視点から物事を捉えるのか、その多面性を学ぶことができる機会となりました。最後には「理想が現実を切り拓く」という言葉を紹介され、「物事を成し遂げるには100年かかる」という先達の言葉で締めくくられました。今の状況を打破するために声をあげることと、未来の社会にありたい願いを込めて運動すること、その両輪を憲法問題についても捉えていく必要があると感じました。



今回のピーススクールは初めての地域開催となりました。これまで東京で講座を開設していましたが、やはり現地に行って学ぶこと・感じることの大きさは今回の収穫であったことは間違ひありません。広島の高校生平和大使・高校生一万人署名活動にとりくむみなさんにフィールドワークでは各グループに同行してもらい説明を伺いました。初めて広島を訪れた参加者も数多くいたことから、被爆80年を迎えた2025年に、「核と人類は共存できない」とする搖るがない理念を掲げ続ける原水禁運動に参加するきっかけを作り続けることは重要な意味があると考えます。夏に開催した原水禁世界大会、今回の企画、そして2026年に開催予定の核不拡散条約（NPT）と核兵器禁止条約（TPNW）の両再検討会議に向けた運動のつながりを強めていく必要があります。

## 世界核被害者フォーラム

広島で被爆80年を契機に開催された「核のない未来を！世界核被害者フォーラム」は重要な意味をもつフォーラムであったと考えています。それは原水禁運動の原点はヒロシマ・ナガサキの被爆の実相にあり、被爆者の声を聞くことから始まったことからも明らかです。広島・長崎に投下された原子爆弾も、「核の商業利用」にすぎない原子力発電も、ウラン鉱石採掘からヒバクは始まっています。ヒバクの危険性や情報を知らされないまま採掘した労働者は多くが先住民ルーツであることからも、核をとりまく核社会は絶えず差別的構造の中にはあります。国の枠組みを超えて多くの核被害者が広島に集まり、この構造を打ち破るために声をあげる意味は大変大きかったと考えます。ピーススクール参加の44人を加え、300人を超える参加者がフォーラムに参加しました。このフォーラムでは「広島宣言」と「世界核被害者の権利宣言」を採択しました。核兵器禁止条約では被害者救済が位置づいていますが、あくまでも爆弾による被害者に限定され、ウラン鉱石採掘によるヒバクシャは対象とはなっていません。このことからも、核被害者の救済は広く訴えていかなくてはならない重要課題です。

（たにまさし）

(映画の紹介)

## 『博士の異常な愛情』

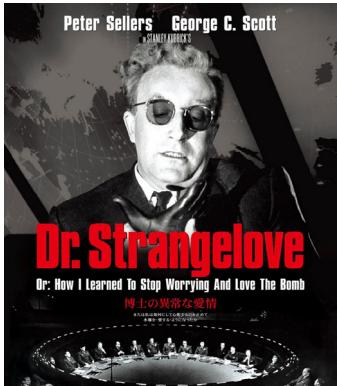
1964年日本公開／スタンリー・キューブリック監督

—この映画に描かれているような事故は絶対に起こりえないと合衆国空軍は保証する—という断り書きが映画の冒頭に表示される。核戦争をモチーフにしたブラックユーモアあふれる作品、それだけを事前情報に鑑賞すると…

映画のあらすじは、「冷戦時代、アメリカ空軍基地のとある将軍が突如ソ連への水爆攻撃を命じる。しかし、ソ連には攻撃を受けると自動的に地球を破滅させる「終末兵器」が存在していた。アメリカ大統領は事態の収拾を図るべく奔走するが、通信を絶たれた一機の爆撃機が、命令を止められないまま目標に向かって進んでいき、水爆はついに投下されてしまう」というもの。

『2001年宇宙の旅』の監督などでも知られるスタンリー・キューブリックが1964年に発表した本作は、米ソの核軍拡競争をブラックユーモアとシニカルな笑いで描いた異色の傑作といわれています。冷戦下の緊張をリアルに映し出しながらも、戦争を引き起こすのは「人間の愚かさ」であり、核抑止という安全保障は

地球滅亡と紙一重であることを痛感させられます。「攻撃されたら核戦争を起こす」「やられる前にやつてやる」「一番経済的な方法だと考えた」「狂った人間がやったことだ」映画の中から出てくる将軍や大統領、科学者の言葉は、50年以上前のブラックユーモアではなく、いまやすぐそこにある恐怖でしかありません。



攻撃されないために、核戦力を増強していく。やられると思ったら攻撃しないだろう。「理性を信じることこそが、時に最大の狂気なのではないか」と劇中でも訴えているように感じました。「核による人類絶滅」はエンタメでもなんでもなく、60年以上前から容易に想像したかったものでは。映画冒頭の「絶対に起こりえない」に「本当?」と思うと同時に、万が一「嘘」になったその時は恐怖を感じる自分なんてものも存在しなくなるわけですが。抑止のためで、使うことがないなら、核兵器なんて無くとも同じでは? (橋本 麻由)

## ひやくせつふとう 百折不撓

### 時代の転換点、労働組合の 発信力強化を!

先月号で、「反戦・平和、社会正義の実現は労働運動の原点」をテーマにこの『百折不撓』を書いたところ、発行後、何人からお声かけをいただいた。表題の内容と併せて、「旧総評系の労働組合が、平和運動や人権、環境問題などを効果的かつ効率的にとりくむことを目的に『平和フォーラム』は結成された」に対し、「昔陸軍、今総評と言わされた時代もあった。頑張ってほしい」と激励を受け、別の日には「労働組合が平和運動をやらないのはあり得ない」とも言わされた。どちらの言葉も平和フォーラムに対する期待と同時に、社会秩序の混迷という時代の転換点に差し掛かっているという認識の下で、労働組合の奮起を促す言葉だと身が引き締まる思いで受け止めさせていただいた。

参議院選挙が終わって3か月が経過する。自民党総裁選で“保守強硬派”と評される高市早苗が選出された途端に、自公連立政権から公明党が離脱するというニュースが飛び込んできた。26年間にわたって数の力を背景に数々の悪法を成立させ、閣議決定を強行してきた自公連立政権が瓦解したことで、立憲民主党は十数年に一度のチャンスと、野党候補の一本化を呼びかけた。しかし、日本維新の会は野党間

の協議と並行して自民党とも協議を進めていたのである。10月20日、両党は連立政権を樹立することで正式合意に至り、21日の首班指名選挙で高市自民党総裁が第104代首相に選出された。高市政権は日本維新の会と連立を組むことで、より保守色を強めることになるのだろうが、与野党ともに市民生活を守るという真剣な覚悟で、大きな視野に立ってこの難局に向き合うべきではないか。

当然のことだが、私たち労働組合の権利と生活を守るための闘いは、戦争のない社会、人権が守られ、命が簡単に奪われることのない社会であることが大前提となる。戦後80年の節目の年、国会議員による歴史を歪曲する主張は、戦争で犠牲となった人々を冒涜し、先の大戦を正当化し美化することに他ならない。国際情勢に目を転じれば、対話・外交による紛争解決とは真逆の、力による制圧と支配がまかり通っている。日本は日米軍事同盟一体化でアメリカに追随し、東アジアの中での孤立を深めている。核の抑止力や軍事力の増強で自国を守ると考えるのは妄想でしかない。際限のない軍拡競争は市民生活を疲弊させるだけである。

混迷する政局や世界情勢を睨みながらも、私たちが力を傾注すべきは地域や職場の意識を喚起し、社会的な不条理に毅然と向き合うことであり、跳梁跋扈するヘイトクライムやヘイトスピーチを決して許さず、大局的な視点をもちながらまずは足元の日々の組合活動に目を向けて、労働組合が社会的発信力を高めることの価値を確信して進みたい。

(染 裕之)